

松本市町会デジタル化支援アプリの使用に関する契約の企画提案公募実施要領

1 目的

市と町会の代表者及び町会内の情報伝達手段として、デジタルデバイスを活用した電子回覧板、会議・行事出欠管理など町会の運営支援に特化した機能を有し、緊急情報の受配信や安否確認等で使用できるアプリケーション（以下「アプリ」という。）を導入することで情報伝達の迅速化・効率化を図り、町会の代表者や役員の町会業務の円滑な運営を目指す。

2 事業概要

- (1) 業 務 名 松本市町会デジタル化支援アプリの使用に関する契約（以下「本事業」という。）
- (2) 業務内容 別紙「松本市町会デジタル化支援アプリの使用に関する契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 履行期間等
契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
※本アプリの実証実験期間として、令和9年2月1日から町会での運用を開始するが、1月中を準備期間として仮稼働を行うこと。
※ただし、やむを得ない事情があるときは、本市との協議により本稼働開始時期の変更を認める。
- (4) 業務場所
市内町会から選定したモデル町会 10町会
- (5) 事業費の上限額
4,470,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
令和8年度2,220,000円（初期導入費、使用料）
令和9年度2,250,000円（使用料）
※本金額は本公募のために設定した上限額であり、契約金額ではない。なお、初期導入費用には、町会での説明会など導入に必要な経費を含む。

3 資格要件等

提案事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（平成3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する

暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。

4 選定方法・選定機関

本事業は、松本市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの趣旨に準じ、主な利用者たる市民が選定に参画する仕組みにより実施する。

提案採用者の選定にあたっては、町会デジタル化推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）での協議及び庁内手続きを経て実施方針を決定した上で、松本市町会連合会と松本市が協働して開催する「プロジェクト会議」内において、実際にシステムを利用する町会等の視点を踏まえて行うものとし、本事業の使用に関する契約は市が行う。

5 日程

令和8年10月14日（水）	：募集・質問書受付開始（予定）
令和8年10月20日（火）午後5時	：質問書提出期限
令和8年10月22日（木）	：質問に対する回答
令和8年11月2日（月）午後5時	：参加表明書提出期限
令和8年11月12日（木）午後5時	：企画提案書提出期限
令和8年11月24日（火）	：提案企業によるプレゼンテーションおよびデモ環境説明
令和8年11月24日（火）～12月1日（火）	：プロジェクトメンバー等によるデモ環境の試用・検証期間
令和8年12月1日（火）	：選考（採点結果の市への提出・確定）
令和8年12月上旬	：評価結果の通知（予定）
令和8年12月中旬	：契約締結予定

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

6 質問に関する事項

(1) 受付方法

本公募に関して質問がある場合は、様式1「質問書」に質問事項等を記入し、「15 担当連絡先」宛てに電子メールで提出し、電話にて到達確認を行うこと。なお、件名は「松本市町会デジタル化支援アプリ使用に関する契約 質問【会社名】」とすること。

- (2) 受付期間
令和8年10月20日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 質問への回答
質疑への回答は、市ホームページにて公開する。なお、電話による質疑の受付は一切行わない。
また、審査項目及び評価基準に関する質疑には一切回答しない。

7 参加表明に関する事項

- (1) 提出書類
参加にあたって、参加表明書（様式2）を提出すること。松本市入札参加資格を有しない場合は、加えてア～オの書類を提出すること
ア 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身元（身分）証明書
イ 印鑑証明
ウ 納税証明書（所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納額のない証明及び松本市の市税が課税されている場合には、松本市の市税を滞納していない証明）
エ 財務諸表の写し
オ 社会保険等加入を証する書類の写し
- (2) 受付期間
令和8年11月2日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）
- (3) 提出方法
メール（大容量ファイル交換ソフトが必要な場合は事務局が提供する。）
もしくは 持参に限る。
- (4) 参加表明の受領通知
参加表明書の受領後、参加表明書に記載の担当者宛てに電子メールにより通知する。

8 企画提案書の提出

- (1) メール（大容量ファイル交換ソフトが必要な場合は事務局が提供する。）
もしくは持参に限る。
なお、エの松本市全町会別料金表及びオの業務実施スケジュールについては企画提案の中に含め、プレゼンテーションの際に説明すること。
ア 提案書類提出書（様式3）
イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め）
ウ 本業務に関する提案見積書（様式4）、内訳書※仕様書Ⅱ-8-(3)で計算
エ 松本市全町会別料金表（様式5）※各町会がそれぞれ契約した場合の料金表
オ 業務実施スケジュール（様式任意）
カ 業務協力予定書（様式6） ※共同提案を予定している場合のみ

キ 操作説明書（様式任意）

※ウの本契約の提案見積書はモデル町会１０町会、各町会３００世帯、各世帯３アカウントを想定した２か年総額（上限額内）とし、エは将来的な全町会が導入した際の試算となるため、両者の単価や積算根拠等について数値の整合性がとれていなくても差し支えない。

(2) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

9 選定方法

(1) 選定体制

「町会デジタル化推進プロジェクト会議」において、提出された企画提案書及び事前に試用・検証したデモ環境の操作感等を踏まえ、総合的な審査を行い、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリング後、デモ環境試用期間を経て審査を実施する。

※なお、本事業ではデモ環境の試用期間を設ける性質上、提案事業者名および製品名等が明示された状態で審査および評価が行われるものとする。

(3) 評価項目及び内容

ア 市職員による評価（１人・１００点）

イ 町会役員等（プロジェクトメンバー）による評価（１人・１００点満点）

ウ 価格評価（全体・１００点）

エ 評価項目（下線のある部分が特に町会が求めている項目）

評価項目	評価内容
業務実施体制	業務を実施できる人材、体制が確保されているか。
	仮稼働日（Ｒ９．２）を踏まえた実行可能な工程・作業内容・支援内容が明確に示されているか。
提案内容	プロジェクトの意図を理解し、提案内容が要望と合致しているか。

	<u>町会運用者・利用者・市のいずれにとっても各メニューが見やすく、直感的・簡易な操作で利用できるか。</u>
	<u>高齢者層（スマホ未所持層・操作不安層）への普及・定着策が具体的で実効性があるか。</u>
	<u>将来的な拡張性（今ない機能の実装）や、防災メール・Jアラート等の外部データとの連携性の提案が優れているか。</u>
	仕様書記載以外の機能で効果的な機能の提案があるか。
サポート体制	町会運用者・利用者・市に対するサポート体制は整っているか。
	障害発生時の対応や連絡体制は整っているか。
価格評価	松本市全町会加入、全世帯が加入した際の価格比較 （最低提案見積額／当該提案見積額）×１００点

(4) 参加資格の確認

ア 「３ 資格要件等」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

(5) 書面審査

ア 提案者が４者以上の場合、書面審査を実施する場合がある。なお、書面審査は提出書類に基づき、「９（１）評価項目及び内容」に従い評価を行う。

(6) プレゼンテーション、ヒアリング及びデモ試用期間について

ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

イ 出席者は総括責任者を含む最大３名までとする。

ウ プレゼンテーションは１企画提案者あたり約７０分（提案説明・操作説明５０分、質疑応答２０分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

エ 最低評価基準点は価格評価点を除く評価点の合計点の７割とする。

オ 提案者が１者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

カ 採点が同点の場合には、全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 審査は松本市での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場

合にはオンラインでの実施を検討する。

ク プレゼンテーションに各自の責任においてパソコン等の機材を用いることはできるが、企画提案書記載内容以上の情報内容の提示は認めない。

ケ 審査に公平性を期するため、プレゼンテーション及びヒアリング後、提案者と審査者は第三者を介することを含め、接触を控えること。

コ デモ試用期間の環境について別紙「松本市町会デジタル化支援アプリの使用に関する契約デモ環境の試用について（提案者向け案内）」を参照すること。

サ デモ試用期間中の通信料の負担は、審査者の負担とする。

(7) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容がそのまま実際の業務内容となるには限らないことに留意すること。

イ 契約候補者が「3 資格要件等」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査において次点とされた者と交渉する場合がある。

(8) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

10 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 審査の公平性を害する行為があったとき

(4) 様式4の見積額が事業費上限額を超えた場合

(5) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めたとき

11 参加資格等についての申立て

本企画提案公募において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例（平成3年条例第32号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）以内に、その理由等の説明を書面により求めることができる。

12 評価についての申立て

提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 本市が提出させた資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本企画提案公募に係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 国内外の情勢や感染症の動向等により、業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。

15 担当連絡先

担 当 松本市住民自治局地域づくり支援課 小岩井、岩垂
住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手
事務所3階
TEL 0263-34-3280
FAX 0263-34-0400
メール chiikidukuri@city.matsumoto.lg.jp